

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	EBU組立スタンド	CPS-B49694-2	
		大臣承認	平成 年 月 日
		作成	平成25年11月29日
		改正	平成28年 6月24日
			令和 5年 5月26日
作成部隊等名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、CF6-80C2K1Fエンジン（以下，“エンジン”という。）の整備、保管、運搬及び交換時に使用するEBU組立スタンド（以下，“本器材”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-B99001の1.2によるほか、次による。

#### 1.2.1 EBU (Engine Build-Up)

機体から着脱される単位としてのエンジン組立をいう。

#### 1.2.2 ブートストラップ・キット

航空機に対し、EBUの取付け及び取外し時に使用する器材をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 規格

JIS	G	3101	一般構造用圧延鋼材
JIS	G	3444	一般構造用炭素鋼鋼管
JIS	G	3466	一般構造用角形鋼管
JIS	G	4051	機械構造用炭素鋼鋼材

品 名	E B U組立スタンド
-----	-------------

b) 仕様書

DSP D 6002	けん引車・航空機用
DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書
C&LPS-B99001	航空機用機器工具一般共通仕様書
C&LPS-Y00007	調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

d) その他

J. T. O. 1C-XC2-2-DV-1（予備）	整備指令
J. T. O. 2J-CF6K1F-2-DV-1	部品目録付整備指令 ターボファン・エンジン CF6-80C2K1F型（GE aviation）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 設計条件

設計条件は、C&LPS-B99001の2.2，J. T. O. 1C-XC2-2-DV-1（予備）及びJ. T. O. 2J-CF6K1F-2-DV-1によるほか、次による。

なお、設計を実施するに当たり、現地調査が必要な場合は、官側と調整の上、現地調査を実施することが可能である。

- a) EBU及び人員を搭載するために十分な強度及び剛性を有すること。
- b) EBUを搭載しての運搬及び保管時、並びに整備作業の場合、転倒しないよう安定性を確保すること。
- c) 整備性に優れ、維持整備が容易であり、特別な教育を必要としないこと。
- d) 整備に特殊な器材及び工具を必要としないこと。
- e) 部品の入手が容易で、長期にわたり確保でき、継続して部品取得が可能であること。

### 2.2 構成

構成は、表1による。

表1－構成

品 名	数量	単位
ベース	1	EA
クレードル	1	EA
トーパー	1	EA
作業床	1	SE

品 名	E B U組立スタンド
-----	-------------

## 2.3 材料・部品

材料及び部品は、J I S G 3 1 0 1, J I S G 3 4 4 4, J I S G 3 4 6 6, J I S G 4 0 5 1及びC&L P S-B 9 9 0 0 1の2.3によるほか、ボルト等の小部品については、J I S規格品を使用し、緩み防止機能を有するものとする。

## 2.4 加工方法

加工方法は、C&L P S-B 9 9 0 0 1の2.4による。

## 2.5 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、次によるほか、付図1を基準とし、細部は、承認図面による。

### 2.5.1 構造・形状

構造及び形状は、次による。

#### 2.5.1.1 ベース

ベースは、次による。

- a) 鋼管及び鋼板の溶接及びボルト締めによる組立構造とするほか、クレードルと接合可能な形状とし、クレードルをクイックリリースピン4 E Aで固定可能なものとする。また、E B U下部の整備作業に支障のない形状とする。
- b) 車輪4 E A及びステアリング機構2 E Aを有するものとする。
- c) 本器材が移動しないよう停止させておくためのブレーキ又は、同等の機構を有すること。
- d) 車輪4 E Aには、移動時の衝撃を吸収するサスペンション機構を有すること。

#### 2.5.1.2 クレードル

クレードルは、次による。

- a) クレードルは、鋼管の溶接及びボルト締めによる組立構造とするほか、エンジンのエンジン・ファン・ケースのハンドリング・ポイントに接合する前方取付金具2 E A（取外し可）及びエンジンのエンジン・タービン・リア・フレームのハンドリング・ポイントに接合する後方取付金具2 E Aを有するものとする。
- b) 前方取付金具及び後方取付金具は、E B Uの取付け及び取外しが容易な構造とし、汎用工具で実施可能であるものとする。
- c) ブートストラップ・キットによるスリング・ポイントとして、シャックル（A N 1 1 6-1 6又は同等品）4 E Aを有するものとする。

#### 2.5.1.3 トーバー

トーバーは、ベース前後のステアリング機構どちらにも取付け可能とし、伸縮して長さを調節でき、任意の長さで固定可能なものとするほか、D S P D 6 0 0 2により、けん引可能なものとする。

#### 2.5.1.4 作業床

作業床は、左右対称とし、E B U搭載時にE B Uと接触することがなく、整備作業に支障のない形状とするほか、床上面は滑り止め加工を施すものとする。また、側方及び後部に取外し式のはしごを1 E Aずつ（左右計4 E A）、転落防止のための取外し式手すりを有するものとする。はしご及び手すりは、人員1名で容易に脱着が可能なものとする。

品 名	E B U組立スタンド
-----	-------------

## 2.5.2 寸法・質量

寸法及び質量は、表 2 による。

表 2 ー寸法・質量

最大寸法 (mm)			最大質量 (k g)	備 考
全長 <sup>a)</sup>	全幅	全高		
4 0 0 0	4 0 0 0	2 5 0 0	2 5 0 0	E B U未搭載状態
注 <sup>a)</sup> トーバー及び突起物を除く。				

## 2.6 機能・性能

機能及び性能は、次による。

### 2.6.1 機能

- a) エンジンを搭載し、エンジンの整備、保管及び運搬が可能であること。
- b) ベースとクレードルが分離でき、分離したクレードルを使用してE B Uの交換が可能であること。

### 2.6.2 性能

- a) E B U搭載による最大使用荷重は、6 1 k Nとする。
- b) 作業床の最大使用荷重は、左右それぞれ1 9 6 0 Nとする。
- c) E B U搭載時、4. 8 k m/hでけん引が可能なこと。
- d) E B U未搭載時、1 0 k m/hでけん引が可能なこと。

## 2.7 表面処理

表面処理は、C & L P S - B 9 9 0 0 1 の 2. 6 による。

## 2.8 製品の表示

製品の表示は、C & L P S - B 9 9 0 0 1 の 2. 7 による。

なお、銘板については、1 種銘板とする。

## 2.9 品質管理

品質管理は、D S P Z 9 0 0 8 によるものとし、要求事項は、D S P Z 9 0 0 8 の表 1 の c による。

## 3 品質保証

### 3.1 製品試験

製品試験は、次によるほか、2. 6 の機能及び性能が満足していることを確認する。

#### 3.1.1 耐荷重試験

最大使用荷重の 3 倍の荷重で耐荷重試験を実施し、各部に異状のないことを確認する。

### 3.2 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

## 4 出荷条件

出荷条件は、C & L P S - B 9 9 0 0 1 の箇条 3 による。

品 名	E B U組立スタンド
-----	-------------

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.1により、次の書類を提出する。

- a) 類別原資料
- b) 取扱説明書（会社刊行技術資料）
- c) 特定化学物質等の資料
- d) 貴金属等管理資料

### 5.2 貸付文書

貸付文書は、C&LPS-Y00007の4.2.2に基づき、表3によるものとし、無償で閲覧又は貸付けを受けることが可能である。

表3－貸付文書

名 称	文書番号等	部数	閲覧・貸付場所
整備指令	J. T. O. 1C-XC2-2-DV-1（予備）	1部	航空自衛隊 補給本部
部品目録付整備指令 ターボファン・エンジン CF6-80C2K1F型（GE aviation）	J. T. O. 2J-CF6K1F-2-DV-1	1部	

### 5.3 附属品

附属品は、表4による。

表4－附属品

品 名	数量	単位
車輪止め	2	EA

### 5.4 承認用図面

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなくてはならない。

- a) 外形図
- b) 組立図
- c) 銘板図

### 5.5 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

### 5.6 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

品名	EBU組立スタンド
----	-----------

#### 5.7 立入制限場所への立入

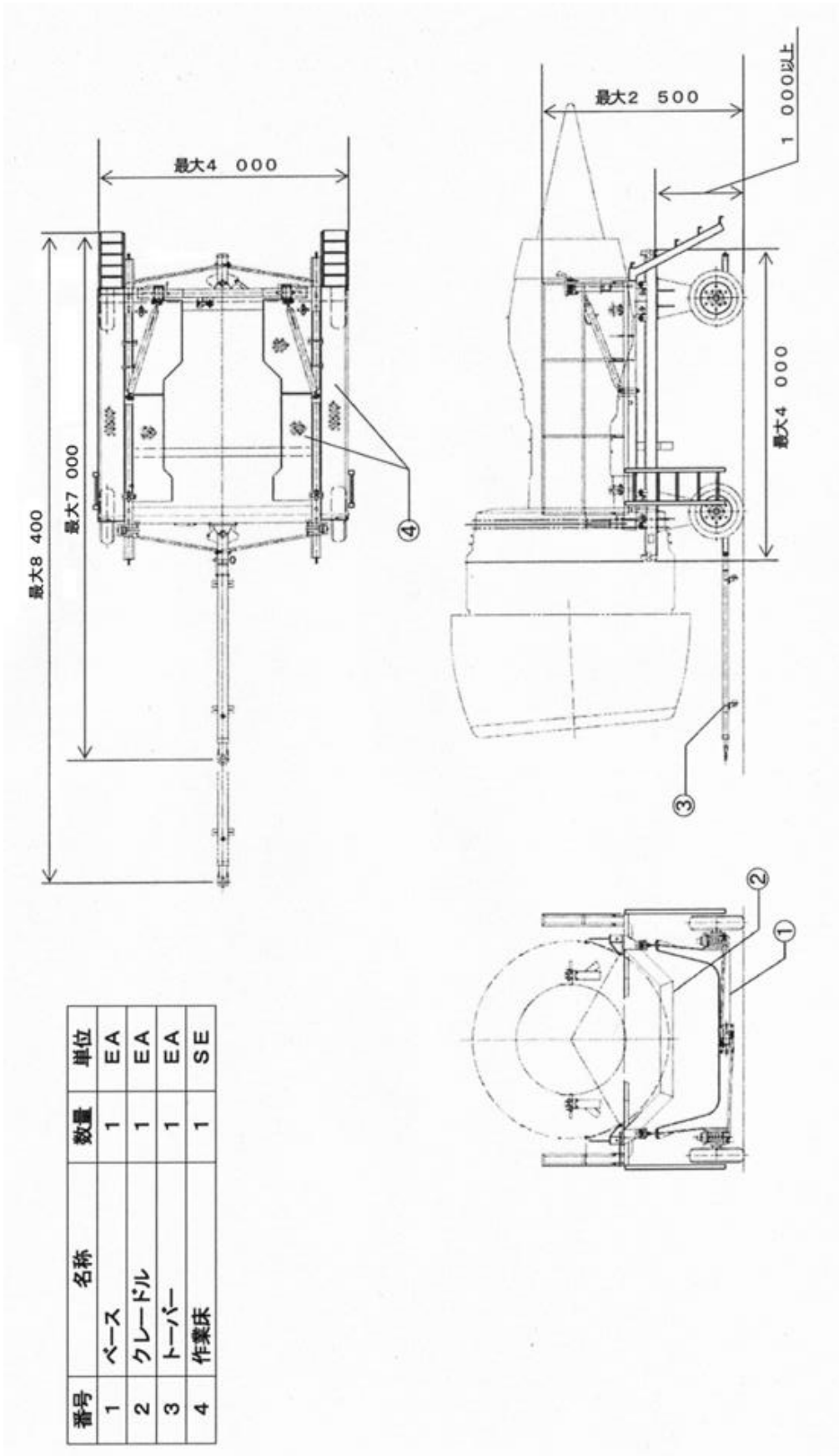
契約の相手方は、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

#### 5.8 官側における支援

契約の相手方は、現地調査を実施するに当たり、官側の支援が必要な場合は、次の事項について事前に官側と調整の上、無償で支援を受けることが可能である。

- a) エンジン
- b) 現地部隊が保有する器材等の使用
- c) 現地部隊における搬入器材の保管及び作業のための施設提供

品名	EBU組立スタンド
----	-----------



単位 mm

付図1ーEBU組立スタンド